

肉用子牛生産者補給金に係る算定方式検討会のとりまとめ（案）（概要）

I 保証基準価格

< 現状と課題 >

(1) 算定の基礎となるデータ

- ・ 現行方式は、**輸入自由化前7年間(昭和58年2月～平成2年1月)の農家販売価格**を基に、生産コストの変化率等を乗じて、品目毎に算出。

- ・ 現行方式が導入されたのは、制度導入時は生産費調査の調査数や制度が不十分だったことが理由。

- ・ 平成2年3月の検討会の報告(※)でも、現行方式は当面の措置という整理。

(※) 畜産振興審議会食肉部会価格算定等小委員会報告

(2) 生産費の取り方

- ・ 生産費としては、「支払利子・地代算入生産費」と、これに自己資本利子・自作地地代を加えた「全算入生産費」がある。

- ・ 現行の算定方式(生産コストの変化率の算定)では、「支払利子・地代算入生産費」を採用。

$$\left(\text{自由化前7年間の農家販売価格(固定)} \right) \times \frac{\text{生産コストの変化率}}{\text{価格算定年度の生産費(推計)}} \times \text{市場取引価格換算係数} \times \text{品種格差係数(自由化前7年間で固定)}$$

< 改正の方向性 >

- ・ 現在、**生産費調査が充実**してきていることを踏まえれば、保証基準価格の算定に当たっては、**生産費を基礎**とすることが適当。

- ・ 算定に当たっては、

① **実際の支出がない自己資本利子・自作地地代に国費を投入するのは不適切**であること

② **現行の算定方式や牛マルキンの算定においても、「支払利子・地代算入生産費」を用いていること**

を踏まえ、「**支払利子・地代算入生産費**」を採用することが適当。

$$\left(\text{初年度の保証基準価格の算定に用いた生産費ベースの価格(固定)} \right) \times \frac{\text{生産コストの変化率}}{\text{価格算定年度の生産費(推計)}} \times \text{市場取引価格換算係数} \times \text{品種格差係数(過去〇年平均)}$$

< 現状と課題 >

(3) 算定に用いる期間

- 牛肉の生産には、**周期的変動（キャトルサイクル）**があり、**現行の保証基準価格の算定等においても7年間の平均価格**を基に実施。

(4) 生産合理化への配慮

- 肉用子牛生産安定等特別措置法**では、保証基準価格を定めるに当たっては、**酪肉近に即し、肉用牛生産の近代化を促進**することとなるよう配慮する旨を規定。
- 肉用子牛経営の**規模拡大**や、子牛の**出荷月齢の早期化・繁殖雌牛の分娩間隔の短縮化**は、肉用子牛の**生産性向上に寄与**。

- 現行の酪肉近においても、
 - ア 規模拡大は国際競争力の強化を図るためにも有効
 - イ キャトル・ステーション（CS）、キャトル・ブリーディング・ステーション（CBS）の整備により、地域で繁殖・育成を集約化する体制構築の推進
 - ウ 家畜改良増殖目標（出荷月齢の早期化・分娩間隔の短縮化）に即した改良増殖の推進を明記。

< 改正の方向性 >

- 直近の期間を用いた算定**をすれば、保証基準価格の水準は**直近の経済状況に大きく左右される一方、長期間を用いた算定**をすれば、保証基準価格の水準は**直近の経済状況が反映されなくなる**おそれ。

- このため、**現行方式と同様、過去7年間を算定の基礎**とすることが適当。

- 左記の点を踏まえれば、新たな保証基準価格の算定に当たっては、**小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿ったもの**とすることが適当。

< 現状と課題 >

(5) 乳用種・交雑種育成経営における素畜費の取扱い

- ・ 乳用種・交雑種育成経営に係る生産費は、肉専用種の繁殖経営と異なり、**素畜費が生産費の過半**を占める状況。
- ・ **直近のヌレ子価格は過去に例を見ない高水準**で推移しているが、
 - ① ヌレ子は**酪農経営における副産物**である上、
 - ② 現在、**乳用種・交雑種の肥育経営では、素畜費が高いこと等もあり、牛マルキンが発動**されている状況。

(6) 2年目以降の算定

- ・ 現行方式は、自由化前7年間の農家販売価格（固定）に、生産コストの変化率等乗ずるため、**直近の物価変動等の状況を反映することが可能**。
- ・ 現行の**品種格差係数**は、**自由化前7年間の品種別の取引価格の差**を基に固定。
- ・ **交雑種**については、**平成11年度から乳用種とは別に生産費調査**を実施してきており、データが充実。

< 改正の方向性 >

- ・ 左記の状況を踏まれば、乳用種・交雑種育成経営に係る素畜費の算定に当たっては、**直近の高水準のヌレ子価格のみを反映させるのは適当ではなく、過去一定期間を考慮することにより、その平準化を図ることが適当**。
- ・ **2年目以降の算定**については、**現行方式と同様に**、生産費をベースとして算定された価格に、生産コストの変化率等乗ずることが適当。
- ・ 新たな算定方式での品種格差係数は、**直近の取引価格を反映**したものとすることが適当。
- ・ **交雑種の保証基準価格**については、乳用種の当該価格に品種格差係数を乗じて算出するのではなく、**左記の生産費調査から算定**することが適当。

肉用子牛生産者補給金に係る算定方式検討会のとりまとめ（案）（概要）

Ⅱ 合理化目標価格

< 現状と課題 >	< 改正の方向性 >
・ 現行の合理化目標価格の算定に当たっては、過去10年間の平均輸入価格等と国産牛肉の1～3等級の価格との差を基に算出した輸入対抗価格を基礎としているところ。 ・ 国産牛肉の生産量は、近年、35万トン前後で推移しているが、現在は、 ① 国産に占める和牛の生産割合が増加するとともに、 ② 4・5等級が和牛去勢の8割を占めるなど、輸入自由化時とは大きく異なる状況。 $\left(\text{輸入牛肉対抗価格※} \times \text{肥育牛換算係数} - \text{肥育に必要な合理的な費用} \right) \times \text{市場取引価格換算係数} \times \text{品種格差係数}$ ※国産牛肉の1～3等級の価格との品質格差を加味	・ 左記の状況を踏まえれば、合理化目標価格の基礎となる輸入牛肉対抗価格の算定に当たっては、1～3等級に4・5等級も加えた全等級により行うことが適当。 $\left(\text{輸入牛肉対抗価格※} \times \text{肥育牛換算係数} - \text{肥育に必要な合理的な費用} \right) \times \text{市場取引価格換算係数} \times \text{品種格差係数}$ ※国産牛肉の1～5等級の価格との品質格差を加味